

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和元年  
8月9日  
(金曜日)

## 目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	二
○公告	二
山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課)	二
令和元年度採石業務管理者試験の実施(商政課)	三



## 山口県告示第百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年八月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和元年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日産化学株式会社

住 所 東京都中央区日本橋二丁目五番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日産化学株式会社小野田工場

所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設

四 変更しようとする事項の内容

排水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排水状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
				通常	最大	
変更後	変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	排水状態の値	八四四
七	〃	七	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)	排水状態の値	八四四
八〇六	〃	八〇六	〃	飲油類 (mg/l)	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	窒素 (mg/l)	排水状態の値	二二二
一一	〃	一一	〃	リン (mg/l)	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
一六	〃	一六	〃	〃	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
二〇	〃	二〇	〃	〃	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
三〇	〃	三〇	〃	〃	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
二	〃	二	〃	〃	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
二二	〃	二二	〃	〃	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
一五	〃	一五	〃	〃	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
一・四	〃	一・四	〃	〃	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
二	〃	二	〃	〃	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
〃	〃	〃	〃	〃	排水状態の値	
変更後	変更前	変更後	変更前	最大	排水状態の値	二二二
〃	〃	〃	〃	〃	排水状態の値	

山口県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	指定年月日
ア 有限会社スケア	山口市泉町八番二一号	オリーブ薬局	居宅療養管理	令和元、七、一

山口県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業の種類	指定年月日
ア 有限会社スケア	山口市泉町八番二一号	オリーブ薬局	介護予防居宅療養管理指導	令和元、七、一

(八二) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の十二第三項の規定により、令和元年八月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

令和元年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政



区分 氏名 職名  
 労働者委員 山本 章宏 U Aゼンセン山口県支部支部長

(八二) 令和元年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和元年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和元年十月十一日(金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全等関係法令を含む。)

(二) 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験願書の受付期間

令和元年九月九日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)まで(郵送の場合は、九月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一) 山口県商工労働部商政課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和元年十月三十一日(木曜日)とし、可否を受験者に文書で

通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	三百八十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三―九三三―三二五五)にすること。

令和元年八月九日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁